

# 愛知県の文書・法務事務

〈内容〉

## 第1部 愛知県の文書事務

- ・ 愛知県の行政文書の管理について
- ・ 愛知県公文書館について

## 第2部 愛知県の法務事務

- ・ 地方公共団体の法務事務について  
(立法法務、執行法務、争訟法務)
- ・ 愛知県（法務文書課）の法務事務について  
(法規審査、行政手続、不服申立て、訴訟等)

# 法務文書課の所掌事務

文書・公益法人グループ	文書管理・文書事務の指導 総合文書管理システムの運用 公印に関する事務 公益法人に関する事務の総括調整
公文書館グループ	公文書館の管理・運営
法規グループ	法規の審査 愛知県公報の発行 行政書士関係 行政手続法・愛知県行政手続条例に基づく手続に関する事務の総括調整
訟務・指導グループ	不服申立て・訴訟に関する事務の総括調整

# 第1部 愛知県の文書事務

- ・ 愛知県の行政文書の管理について
- ・ 愛知県公文書館について

# 愛知県の行政文書の管理

**文書事務の原則** 行政機関の事務は文書によって行うことが原則

愛知県行政文書管理規程（抜粋）

（事務処理の原則）

第3条 事務処理は、《中略》文書（図画及び電磁的記録を含む。《中略》）を作成して行うことを原則とする。《以下、略》

行政文書＝行政機関の職員が作成又は取得し、組織的に用いる文書

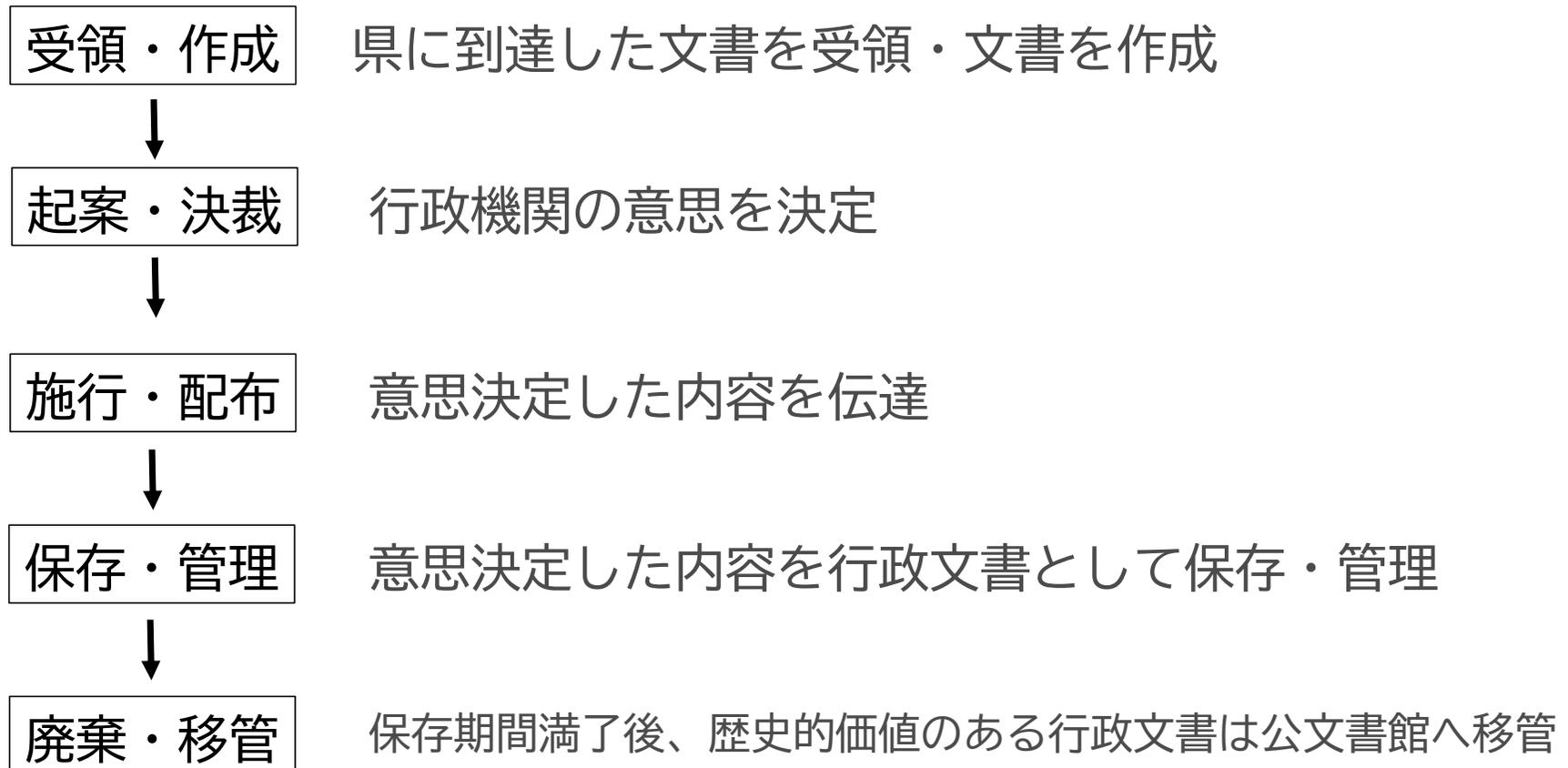
※行政文書は、行政の指針となるものや住民の権利義務に係るものが多い。

行政文書の適正な管理



- 適正で能率的な行政運営
- 透明性の高い県政の実現
- 県民への説明責任

# 文書事務の流れ



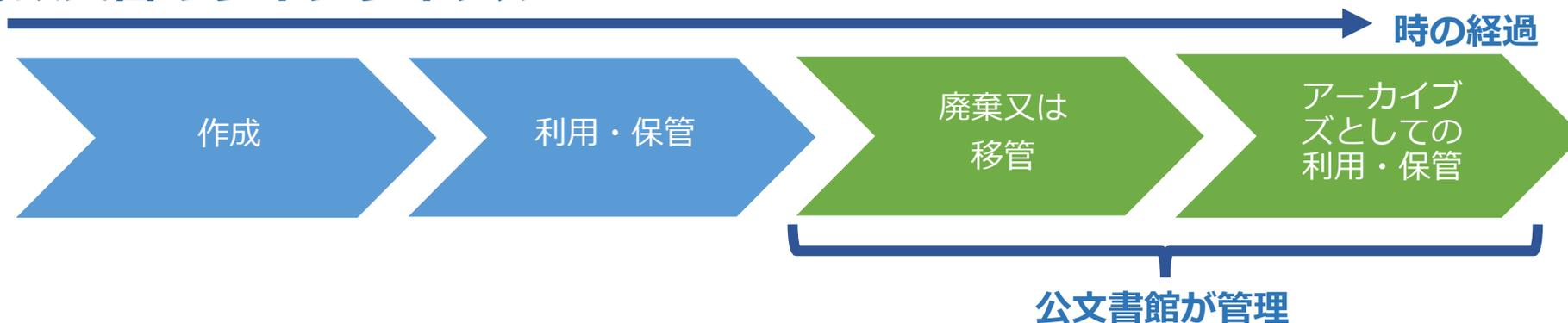
# 愛知県公文書館について

- ・ 県の諸活動や歴史的事実を記録した公文書は、県民共有の知的資源であるとともに、県政が適正かつ効率的に運営されるよう、その歩みを後世に伝える貴重な歴史的資源

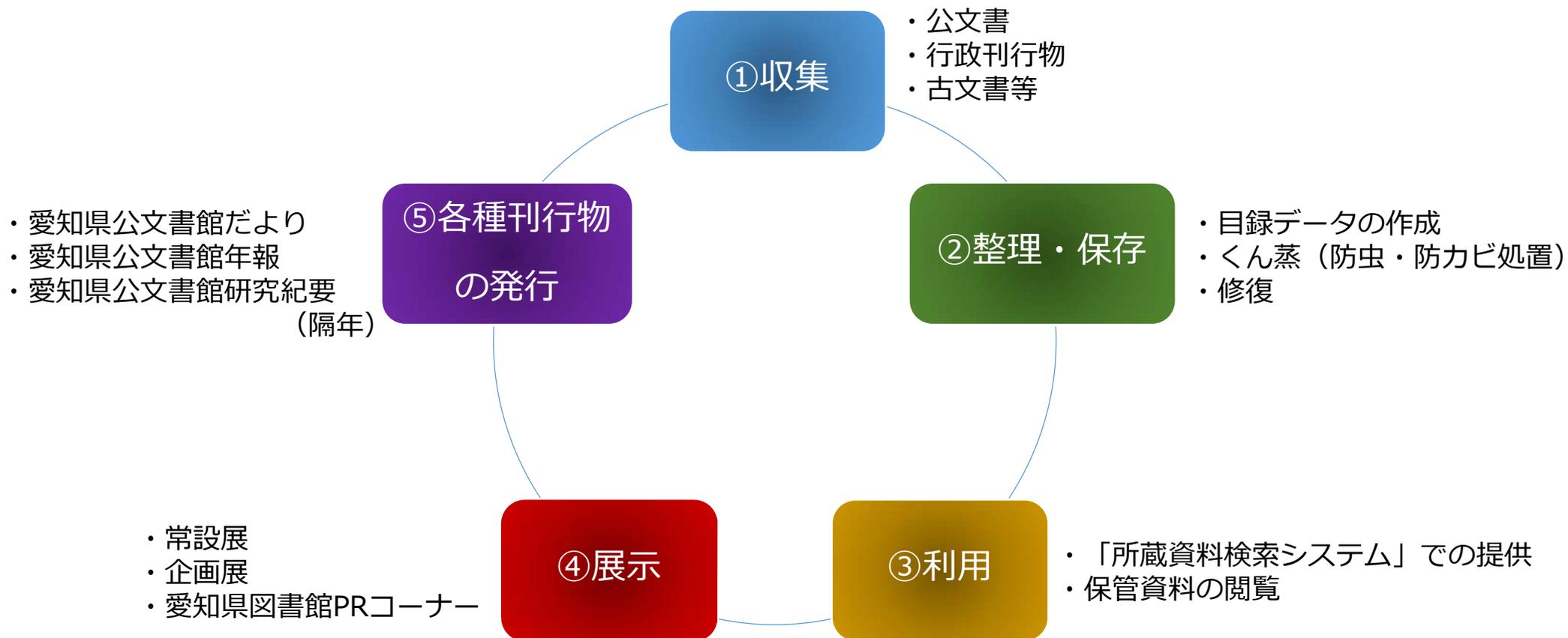


- ・ そうした歴史的価値のある県の公文書その他資料を収集し、整理し、及び保存するとともに、その活用を図り、もって学術及び文化の発展に寄与することを目的として、昭和61（1986）年に開館

## 行政文書のライフサイクル



# 愛知県公文書館の業務



# 所蔵資料の紹介①

## 【公文書】

本庁や地方機関、行政委員会等で作成された文書で、歴史的価値があるとして公文書館で収集したもの。

## 【藩庁文書・郡役所文書】

藩庁文書は明治初期において名古屋藩が作成した文書で、名古屋藩における職制・藩制等の改革に関する一連文書や、新政府への報告書等。郡役所とは、明治11年から大正15年の間、県と町村の間に設置されていた、地方行政を扱う機関。そこから引き継がれた文書。

写真は名古屋藩庁文書の一つである「政事日記」。



### 「政事日記」

当時藩政執務を行っていた「政事堂」において記録された日記の原本

## 所蔵資料 ②

### 【地籍図・地籍帳】

明治17（1884）年の県からの布達により、村ごとに作成されたもの。地籍図は、村ごとに測量し、村界、一筆ごとの土地の区画形状、地番、地目（宅地、田畑など）が書き込まれた地図。地籍帳は、地籍図と対応して、地番ごとに地目、面積、地価などをまとめた冊子。

公文書館では、地籍図を2,198枚、地籍帳を2,424冊所蔵しており、所蔵資料の中でも代表的なもの。



一部欠けている地域もあるが、ほとんどの町村のものがある。

## 所蔵資料 ③

### 【県史収集資料】

令和元年度に刊行を終えた『愛知県史』編さん事業で収集した古文書等の複製を保存し、整理を終えたものから順次公開をしている。江戸時代、幕府を支えた御三家の一つである尾張徳川家に関わる文書や、新城地域の資料（右写真）などを公開している。

### 【その他】

戦前の愛知県の公文書は、昭和13（1938）年の県庁舎移転の際や、戦時中に大量廃棄されてしまったが、現在は徳川林政史研究所などに引き継がれている。そのような他機関所蔵のものの複製本や、個人から寄贈や寄託を受けた古文書を所蔵している。



山論裁許絵図（さんろんさいきよえず）

# 公文書館のPR ① 企画展開催中！

2024年度企画展

あいちの公園メモリーズ

－公園のはじまりと愛知青少年公園、万博の思い出－

明治以降整備されてきた数々の「公園」の歴史と、来年開催から20周年を迎える「愛知万博」の記憶をたどる企画展。

- ・ 愛知県自治センター7階展示室にて、11月29日まで開催中（土日祝日休館）
- ・ 11月2日、3日、9日、16日、23日は臨時開館
- ・ 入場無料



(左) 出品台帳

(右) 「愛知県二十一世紀万国博覧会誘致推進本部」の看板

# 公文書館のPR ② バーチャル文書館

「バーチャル公文書館」では公文書館が所蔵する歴史資料をWebページ上で紹介



[https://kobunshokan.pref.aichi.jp/vr\\_archive/](https://kobunshokan.pref.aichi.jp/vr_archive/)

## 第2部 愛知県の法務事務

- ・ 地方公共団体の法務事務について  
（立法法務、執行法務、争訟法務）
- ・ 愛知県（法務文書課）の法務事務について  
（法規審査、行政手続、不服申立て、訴訟等）

～地方公共団体の法務事務～

## 地方公共団体の法務事務

地方公共団体が、自らの政策を実現し、自立的な運営を行うために  
求められる

立法	⇒立法法務
法令等の執行	⇒執行法務
争訟への対応	⇒争訟法務

(参考) 磯崎初仁「自治体政策法務講義」(2012年、第一法規(株))

# 国・都道府県・市町村の役割分担

○国と地方の役割分担の在り方（地方自治法第1条の2）

- ・国は、国が本来果たすべき役割を重点的に担う。
- ・住民に身近な行政は、できる限り地方公共団体に委ねる。

## 国

- ①国際社会における国家としての存立にかかわる事務
- ②全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動に関する事務  
地方自治に関する基本的な準則に関する事務
- ③全国的な規模で、又は全国的な視点に立って行わなければならない施策・事業

## 地方公共団体

（地域における事務及びその他の事務で法律又は法律に基づく政令により処理することとされるもの）

都道府県 ①広域にわたるもの（広域事務）

②市町村に関する連絡調整に関するもの（連絡調整事務）

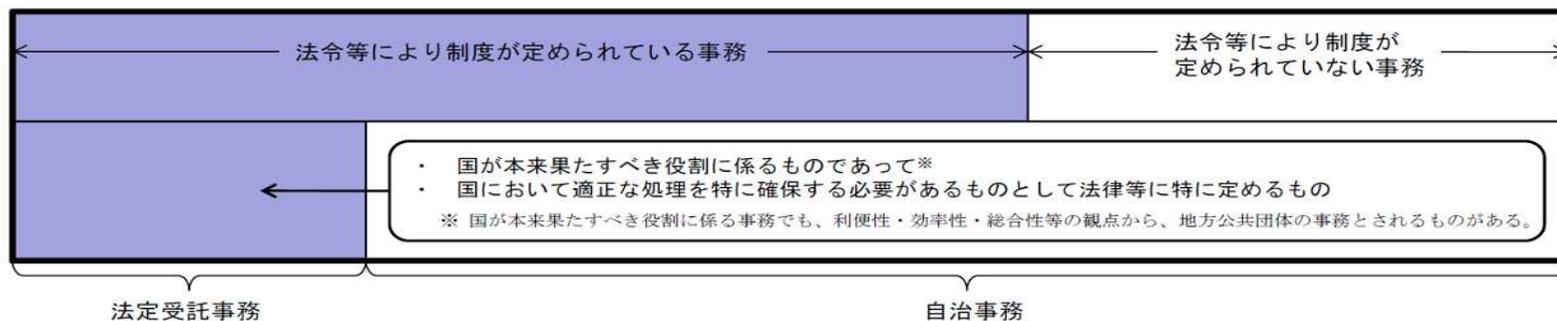
③その規模又は性質において市町村が処理することが適当でないもの（補完事務）

市町村 「基礎的な地方公共団体」として、地方公共団体が処理する事務のうち、都道府県が処理することとされるものを除く事務

（参考）総務省作成資料

## 国と地方との行政事務の分担

分野		公共資本	教育	福祉	その他
国		高速自動車道 国道 一級河川	大学 私学助成（大学）	社会保険 医師等免許 医薬品許可免許	防衛 外交 通貨
地方	都道府県	国道（国管理以外） 都道府県道 一級河川（国管理以外） 二級河川 港湾 公営住宅 市街化区域、調整区域決定	高等学校・特別支援学校 小・中学校教員の給与・人事 私学助成（幼～高） 公立大学（特定の県）	生活保護（町村の区域） 児童福祉 保健所	警察 職業訓練
	市町村	都市計画等（用途地域、都市施設） 市町村道 準用河川 港湾 公営住宅 下水道	小・中学校 幼稚園	生活保護（市の区域） 児童福祉 国民健康保険 介護保険 上水道 ごみ・し尿処理 保健所（特定の市）	戸籍 住民基本台帳 消防



(参考) 総務省作成資料  
 (注) 政令指定都市や中核市  
 など、都道府県の事務の  
 一部を行っている市がある。

# 自治事務と法定受託事務

(参考) 総務省作成資料

地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担う。

## 自治事務

○ 地方公共団体の処理する事務のうち、法定受託事務を除いたもの

・ 法律・政令により事務処理が義務付けられるもの

<主な例> 介護保険サービス、国民健康保険の給付、児童福祉・老人福祉・障害者福祉サービス

・ 法律・政令に基づかずに任意で行うもの

<主な例> 各種助成金等（乳幼児医療費補助等）の交付、公共施設（文化ホール、生涯学習センター、スポーツセンター等）の管理

○ 原則として、国の関与は是正の要求まで

### 関与の基本類型

- ・ 助言・勧告（法 § 245-4）  
（是正の勧告（法 § 245-6））
- ・ 資料の提出の要求（法 § 245-4）
- ・ 協議
- ・ 是正の要求（法 § 245-5）

### ※その他個別法に基づく関与

- ・ 協議、同意、許可・認可・承認、指示  
一定の場合に限定
- ・ 代執行、その他の関与  
できる限り設けない

## 法定受託事務

○ 国（都道府県）が本来果たすべき役割に係る事務であって、国（都道府県）においてその適正な処理を特に確保する必要があるもの

○ 必ず法律・政令により事務処理が義務付けられる

<主な例> 国政選挙、旅券の交付、国の指定統計、国道の管理、戸籍事務、生活保護

※各大臣は・・・都道府県の法定受託事務の処理について、都道府県が当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を定めることができる。（法 § 245-9）

○ 是正の指示、代執行等、国の強い関与が認められている

### 関与の基本類型

- ・ 助言・勧告（法 § 245-4）
- ・ 資料の提出の要求（法 § 245-4）
- ・ 協議・同意、許可・認可・承認
- ・ 指示（是正の指示（法 § 245-7））
- ・ 代執行（法 § 245-8）

### ※その他個別法に基づく関与

- ・ 協議  
一定の場合に限定
- ・ その他の関与  
できる限り設けない

## 地方自治法の一部を改正する法律（2024年6月26日公布、9月26日等施行）

### ○改正のポイント

大規模な災害、感染症のまん延その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における特例

現行の国と地方公共団体との関係等の章とは別に新たな章を設け、特例を規定する

#### ①国による地方公共団体への資料又は意見の提出の求め

事態対処の基本方針の検討等のため、国は、地方公共団体に対し、資料又は意見の提出を求めることを可能とする。

#### ②国の地方公共団体に対する補充的な指示

適切な要件・手続のもと、国は、地方公共団体に対し、その事務処理について国民の生命等の保護を的確かつ迅速に実施するため講ずべき措置に関し、必要な指示ができることとする。

【要件】個別法の規定では想定されていない事態のため個別法の指示が行使できず、国民の生命等の保護のために特に必要な場合  
(事態が全国規模、局所的でも被害が甚大である場合等、事態の規模・態様等を勘案して判断)

【手続】・あらかじめ、地方公共団体に対し、資料又は意見の提出の求め等の適切な措置を講ずるよう努める

- ・閣議決定
- ・事後の国会報告

※全国知事会の提言(2024年5月10日)

- 1 国の補充的な指示が、現場の実情を適切に踏まえた措置となるよう、また、地方自治の本旨に反し安易に行使されることがない旨が確実に担保されるよう、国と地方公共団体が事前に適切な協議・調整を行う運用とすること
- 2 その上で、国の補充的な指示は、地方自治の本旨に則り、目的達成のために必要最小限度の範囲とすること

#### ③都道府県の事務処理と規模等に応じて市町村が処理する事務の処理との調整

国民の生命等の保護のため、国の指示により、都道府県が保健所設置市区等との事務処理の調整を行うこととする。

#### ④地方公共団体相互間の応援又は職員派遣に係る国の役割

国による応援の要求・指示、職員派遣のあっせん等を可能とする。

(参考) 総務省作成資料

# 立法法務①

## ○憲法第92条

地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。  
→ 住民自治・団体自治

## ○住民自治の具体化

憲法第93条第2項 地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。

2024年10月27日（日）は、衆議院議員総選挙の投票日！ぜひ投票にお出かけください！

## ○団体自治の具体化

憲法第94条 地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。

CLEAN ELECTION!



- ①憲法との関係 基本的人権を侵害しないか、公共の福祉に反しないか など
- ②憲法以外の法令との関係 法令の規定、趣旨、目的に反しないか など



イッピョウくん

愛知県の選挙啓発キャラクター

## 立法法務②

○地方自治法第2条第2項 普通地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理する。

▶ 都道府県の場合は、国や市町村の役割との関係に注意

○地方自治法第14条第2項 普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。

○条例等の効力が及ぶ範囲 法令と同様に、原則として属地主義を採用  
地方公共団体の区域 陸地、河川、湖沼、領海（12海里）内の海域（それぞれの上空と地下を含む。）

（例） 海域：モーターボートやヨットによる事故の防止に関する条例  
上空：ドローン等の飛行に関する条例  
地下：地下の掘削工事に関する条例



# 執行法務

○「法律による行政」の原理 行政は法律に従わなければならない（法の支配）

ア 「法律の法規創造力」の原則 （権利や自由を侵害する法規範は、法律によらなければならない。）

イ 「法律の優位」の原則 （法律が存在する場合、行政活動はこれに反してはならない。）

ウ 「法律の留保」の原則 （行政活動には、法律の根拠が必要）

〔（参考）法律の留保の考え方 侵害留保説、全部留保説、権力留保説など〕

○「法の一般原則」を踏まえて

・信義誠実の原則 民法第1条第2項（権利の行使及び義務の履行は、信義に従い誠実に行わなければならない。）

・権利濫用の禁止の原則 民法第1条第3項（権利の濫用は、これを許さない。）

・比例原則 目的と手段のバランス

・平等原則 合理的な理由がなく異なる取扱いをしない。

・適正手続の原則 ←憲法第31条（刑事手続の適正）

行政活動：内容の正しさ＋手続の適正さ ⇒行政手続法（1993年制定）

〔（参考）木佐茂男・田中孝男「自治体法務入門」  
（2006年、(株)ぎょうせい）  
櫻井敬子・橋本博之「行政法」  
（2020年、(株)弘文堂）〕

# 争訟法務

## ○訴訟

### ・ 行政に関する争訟

行政法規を根拠とし、行政事件訴訟法の手続に従って裁判所で審理される事件  
行政処分の取消し又は無効確認を求める訴訟など

### ・ 民事に関する争訟

民法や国家賠償法などの民事実体法を根拠として、民事訴訟法の手続に従って裁判所で審理される事件  
公務員の不法行為を理由とする国家賠償請求訴訟、公有財産である土地等の所有権確認請求訴訟など

## ○不服申立て

行政庁の行った処分又は不作為に不服がある場合に、行政不服審査法に基づいて、当該行政庁等に対して不服を申し立てるもの



～愛知県（法務文書課）の法務事務～

# 法規審査

○法務文書課の法規審査の対象（主なもの） ⇒ 「愛知県公報」で公表

条例 議会の議決を得て定める。（地方自治法第14条）

規則 首長などが定める。（地方自治法第15条など）

告示 法律、条例などの規定に基づいてする行政処分 法律、条例などの補充的な法規など

訓令 行政機関や職員に対する命令

公告 告示以外のもので、公示するもの

○愛知県公報とは

- ・ 条例・規則などの公布、告示、公告などを行う。
- ・ 国の「官報」に相当
- ・ 年1,600～1,800件の記事を登載

【参照】愛知県の公式ウェブサイト <https://www.pref.aichi.jp/>

トップページ下部「県の情報」→愛知県公報

令和6年7月5日 金曜日 愛知県公報 第517号			
愛知県公報			
発行/愛知県 編集/総務局総務部法務文書課 (毎週火・金曜日発行)			
目次			
条 例			
○愛知県告示式条例の一部を改正する条例	第42号	(法務文書課)	3
○愛知県県税条例及び愛知県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例	第43号	(税務課)	4
○職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	第44号	(人事課)	9
○指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	第45号	(障害福祉課)	10
○指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	第46号	(同)	11
○幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例	第47号	(子育て支援課)	12
○子育て支援対策基金条例の一部を改正する条例	第48号	(同)	12
○児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	第49号	(同)	12
○国民健康保険事業費納付金の徴収に関する条例の一部を改正する条例	第50号	(国民健康保険課)	13
○愛知県スタートアップ支援拠点条例の一部を改正する条例	第51号	(スタートアップ推進課)	13
○愛知県立学校条例の一部を改正する条例	第52号	(あいちの学び推進課)	15

# 条例とは

- ・ 国全体の法体系の一部を構成
- ・ 地方公共団体の条例制定権 ← 憲法第94条「法律の範囲内」
- ・ 権利を制限し、義務を課す場合には条例が必要（地方自治法第14条第2項）

## ○主な類型

### ●自主的なもの（独自の条例）

- ①住民の権利を制限し、義務を課すもの
- ②地方公共団体の理念や方針
- ③地方公共団体の組織や人事
- ④地方公共団体の建物や施設 など

### ●他動的な動機によるもの（法律で定められている事務についての条例）

- ⑤法律による事務の一部について定めるもの
- ⑥法律の委任に基づき、基準などを定めるもの

## ●他動的な動機によるもの

### ⑤法律による事務の一部について定めるもの

旅館業法施行条例、住民基本台帳法施行条例、財政状況の公表に関する条例など

(例) 財政状況の公表に関する条例

地方自治法：予算の執行状況などの財政に関する事項を住民に公表すること

条 例：年2回公表すること、愛知県公報に登載すること

### ⑥法律の委任に基づき、基準などを定めるもの ←地方分権改革（特に2010年～）

道路構造の基準、都市公園の基準、保育所の基準、老人ホームの基準、介護施設の基準など

(例) 保育所の基準（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例）

児童福祉法：省令で定める基準に従い、又は参酌して、条例で定める。

条 例：愛知県独自の基準 非常災害対策（市町村等との連携体制を整備するよう努める）

保育所の乳児室の子ども一人当たりの床面積（国の基準より広く）

## ●自主的なもの（独自の政策を推進）

①住民の権利を制限し、義務を課すもの（規制的な条例 罰則付きのものも）

②地方公共団体の理念や方針 など



政策的条例は、地方分権改革の進展に伴い増加。議員の提案による政策的条例も増加している。

## 愛知県独自の例①（最近のもの。カッコ内は公布年月）

### ア 健康・福祉関係

愛知県認知症施策推進条例（2018.12）

- ・ 県民が認知症について「じぶんごと」として取り組むこと
- ・ 認知症の人が尊厳を保持し、認知症の人及びその家族が安心して暮らすことができる地域社会に

あいち認知症パートナー大学（愛知学院大学ほか）  
「愛知県認知症希望大使」の任命 など

### イ 環境関係

愛知県地球温暖化対策推進条例（2018.10）

- ・ 県民、事業者等の自主的、積極的な取り組みを促す。
- ・ 特定の事業者に対して、地球温暖化対策計画書等の提出を義務付け

あいち地球温暖化防止戦略2030（改定版）

### ウ 文化・景観関係

愛知県文化芸術振興条例（2018.3）

- ・ 県が、文化芸術の振興、交流の推進等、人材育成、鑑賞・参加・創造の機会の充実などの施策を実施

文化芸術活動への補助など

### エ 経済・産業・労働関係

愛知県公契約条例（2016.3）

- ・ 県が行う契約（公契約）の透明性・競争性の確保、工事やサービスの質の向上など
- ・ 公契約を、政策推進の手法として、積極的に活用（環境への配慮、障害者雇用、男女共同参画など）

## オ 農林水産関係

### 愛知県木材利用促進条例（2021.10）【議員提案】

10月8日は「木材利用促進の日」、10月は「木材利用促進月間」です



- ・ 県内の林業及び木材産業の自立的な発展、森林の有する多面的機能の持続的な発揮、循環型社会の形成
- ・ 県産木材の利用の促進
- ・ 県の施策 県産木材の安定供給の促進、木材の加工及び流通の体制の整備、建築物等における木材の利用の促進など

## カ 税関係

### あいち森と緑づくり税条例（2008.3）

- ・ 税額（年） 個人の場合は500円（非課税の場合も）
- ・ 使いみち 人工林整備、里山林整備、都市緑化の推進 など

## キ 自治関係

### 愛知県議会基本条例（2013.12）【議員提案】

- ・ 議員の責務・役割、議会の役割



## ク 防災・安全・警察関係

- ・ 酒類提供等営業に係る不当な勧誘、料金の不当な取立て等の規制等に関する条例（2017.3）  
酒類提供等営業に係る、料金等の表示義務、不当な勧誘等の禁止、料金等の不当な取立ての禁止（罰則あり）
- ・ 自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（2021.3）  
自転車の点検・整備、交通ルールの遵守、乗車用ヘルメットの着用の努力義務化  
自転車損害賠償責任保険等の加入義務化（罰則なし）

2023年4月から道路交通法でも

## 愛知県独自の例② (2021年度に制定した条例。カッコ内は公布年月)

### (1) 愛知県犯罪被害者等支援条例 (2022.3)

犯罪等により被害を受けた当事者や、その家族又は遺族の方々については、生命や財産、心身などに直接被害を受けるだけでなく、二次被害や再被害を受けるかもしれないという不安や恐怖を抱える方もいるなど、一人ひとりの犯罪被害者等が置かれている状況を踏まえ、適切な支援を行うことが求められる。

犯罪被害者等への支援を総合的かつ計画的に進めていくため、その目的や基本理念、県・県民・事業者・民間支援団体の責務について定めるとともに、支援の指針、総合的な支援体制の整備や、県が行う施策などの犯罪被害者等支援の基本的な事項を規定した条例

### (2) 愛知県人権尊重の社会づくり条例 (2022.3)

「あらゆる人権に関する課題の解消を図るとともに、全ての人の人権が尊重される社会の実現に寄与する」ことを目的とした包括的な人権条例

基本計画の策定、相談体制の整備、県・県民・事業者の責務について定めるほか、最近の人権に関する法律の制定状況や人権課題の動向等を踏まえて、4つの人権課題について、個別に規定し、取組を進める。

- ・ インターネット上の誹謗中傷等の未然防止及び被害者支援
- ・ 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進
- ・ 部落差別の解消に向けた取組の推進
- ・ 性的指向及び性自認の多様性についての理解の増進等

## 愛知県独自の例③ (2022年度に制定した条例。カッコ内は公布年月)



### ○あいち県民の日条例 (2022.12)

- 愛知県では、2022年の県政150周年を機に、県民の皆様が愛知への理解と関心を深め、愛知への愛着及び県民としての誇りを持つ契機とする日として、**あいち県民の日 (11月27日)** を創設しました。
- また、「あいち県民の日」までの1週間を「あいちウィーク (11月21日～27日)」とし、県内各地で公共施設などを割引や無料で利用できたり、イベントなどが開催されます。詳細は、「あいち県民の日・あいちウィーク特設サイト」でご確認ください。

<https://aichiday1127.jp>



### 愛知県「休み方改革」プロジェクト

休み方改革を通じ、国民全体のワーク・ライフ・バランスの充実と生産性向上による日本経済の活性化の実現を目指します。

- ①あいち県民の日・あいちウィークを契機とした「休み方改革」の推進
- ②休暇を取得しやすい職場環境づくり
- ③家族と子どもと一緒に過ごせる仕組みづくり
- ④平日や閑散期への観光需要のシフト
- ⑤地域が一体となった「休み方改革」の推進

<https://www.aichi-yasumikata.jp>

### ■ 県の変遷



## 愛知県独自の例④ (2023年度に制定した条例。カッコ内は公布年月)

### (1) 商業者等による地域貢献活動の推進に関する条例 (2024.3)

商業者等による地域貢献活動の推進について、基本理念を定め、県の責務並びに商業者等及び県民の役割を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定める。

また、一定の大規模小売店舗を設置する者による地域貢献活動を推進するため、大規模小売店舗の出店計画の早期情報提供、地域貢献計画の提出などの手続について定める。

### (2) 愛知県スタートアップ支援拠点条例 (2024.3)

愛知県は、本県の強みである圧倒的な産業集積を背景に、モノづくりの伝統や優れた技術・技能との融合による新たなイノベーションを誘発し、本県産業の成長を拡大させるエコシステムを形成するため、2018年に策定した「Aichi-Startup戦略」に基づき、「STATION Aiプロジェクト」を推進している。

このプロジェクトの中核となる、**日本最大のスタートアップ支援拠点「STATION Ai」**を設置する条例。

#### ○STATION Ai (ステーションエーアイ) の概要

- ・名古屋市鶴舞公園南側に開業予定の国内最大のインキュベーション施設
- ・スタートアップの創出・育成やオープンイノベーションを促進するために、国内外のスタートアップ支援機関・大学との連携等を通じて、様々な支援サービスを提供予定

**2024年10月31日グランドオープン!**

<https://stationai.co.jp/>

# 条例審査①

## ○原課と法制担当との役割分担

原課

条例によって実現したいことを明確にする。

条例に規定したいことをしっかりと議論する。裏付けをもって固めておく。

条例に規定したいことを法制担当に正しく伝える。

法制  
担当

原課の条例づくりをサポートする。（原課の意向を踏まえた案文づくり。アイデアの提供など）

（参考）松下啓一「Lesson実践講座 条例企画・条例指導の要点（第1回）」（自治実務セミナー2023年7月号、第一法規（株））

## ○法制担当の業務

- ・ 条例案を、内容面・形式面の、両面にわたって、詳細に検討
- ・ 内容面の審査
  - ①必要性（立法事実の有無 条例以外の方法で対応できないか）
  - ②適法性（憲法や法令への適合性 国や市町村との役割分担）
  - ③公平性（合理性のない不平等な取扱いをしない 平等原則）
  - ④有効性（実効性の確保の手段 命令や罰則の必要性 比例原則）
  - ⑤経過措置、関係条例の改廃 ⇒附則で規定 など

## 条例審査②

### ○形式面の審査

- ・ 法制執務のルール 実務の慣行・技術的なルール
- ・ 法令の全体構成、条文の表現形式、改め文
- ・ 用字・用語 （及び・並びに、又は・若しくは、直ちに・遅滞なく・速やかに など）
- ・ 正確かつ平易に

※第204回通常国会（2021年）における誤り 計181件  
内訳 案文（改め文）：14件  
参考資料（新旧対照表など）：167件

### 【参考】条例の提案状況

年度	6月議会	9月議会	12月議会	2月議会	計
2022	12	6	10(1)	23(1)	51(2)
2023	8	5	6	40	59

（注）カッコ内は、議員提案

「愛知県法規集」で、愛知県の条例、規則等を御覧いただけます。  
愛知県の公式ウェブサイト <https://www.pref.aichi.jp/>トップページ下部「オンラインサービス」

# 行政手続①

○行政手続法（1993年制定）、愛知県行政手続条例（1995年制定）  
行政が一定の活動をするに当たって守るべき共通のルール

- ・目的 行政運営における公正の確保と透明性（※）の向上を図り、  
国民の権利利益の保護に資すること

※行政上の意思決定について、その内容及び過程が、国民にとって明らかであること

- ・主要内容 次のような手続について定める。
  - ① 申請に対する処分 （例えば、営業の許可などの申請に対して許可する、しないという処分）
  - ② 不利益処分 （例えば、許可を取り消したり、一定期間の営業停止を命じたりする処分）
  - ③ 行政指導 （例えば、事業の改善を求めること）

## 行政手続②

### ①申請に対する処分

ア 審査基準の設定・公表

イ 標準処理期間の設定・公表

ウ 審査の開始・応答

エ 理由の提示（申請を拒否する処分をするとき）

・理由の提示の目的 判断の慎重さ・合理性の担保、恣意の抑制 申請者の不服申立て等の便宜

・理由の提示の程度 抽象的、一般的なものでは不十分

処分の原因となる事実と、許可等の要件や審査基準との関係

申請者において、理由が明確に認識し得る程度に

### ②不利益処分

ア 処分基準の設定・公表

イ 理由の提示

ウ 聴聞、弁明の機会の付与（処分が行われる前に、事前に意見を述べる機会）

### ③行政指導（行政機関が、一定の行政目的を実現するために、一定の作為や不作為を特定の人に求める行為）

ア 相手方の任意の協力によってのみ実現される。

イ 行政指導に従わないことを理由に、不利益な取扱いをしない。

ウ 行政指導の趣旨、内容、責任者を示すこと。

## 行政手続③

### ○行政手続法と愛知県行政手続条例の適用関係

主体	国の法令に基づく処分・届出	県の条例・規則に基づく処分・届出	行政指導
国の機関	行政手続法	—	行政手続法
県の機関	行政手続法	愛知県行政手続条例	愛知県行政手続条例

### ○法務文書課の事務

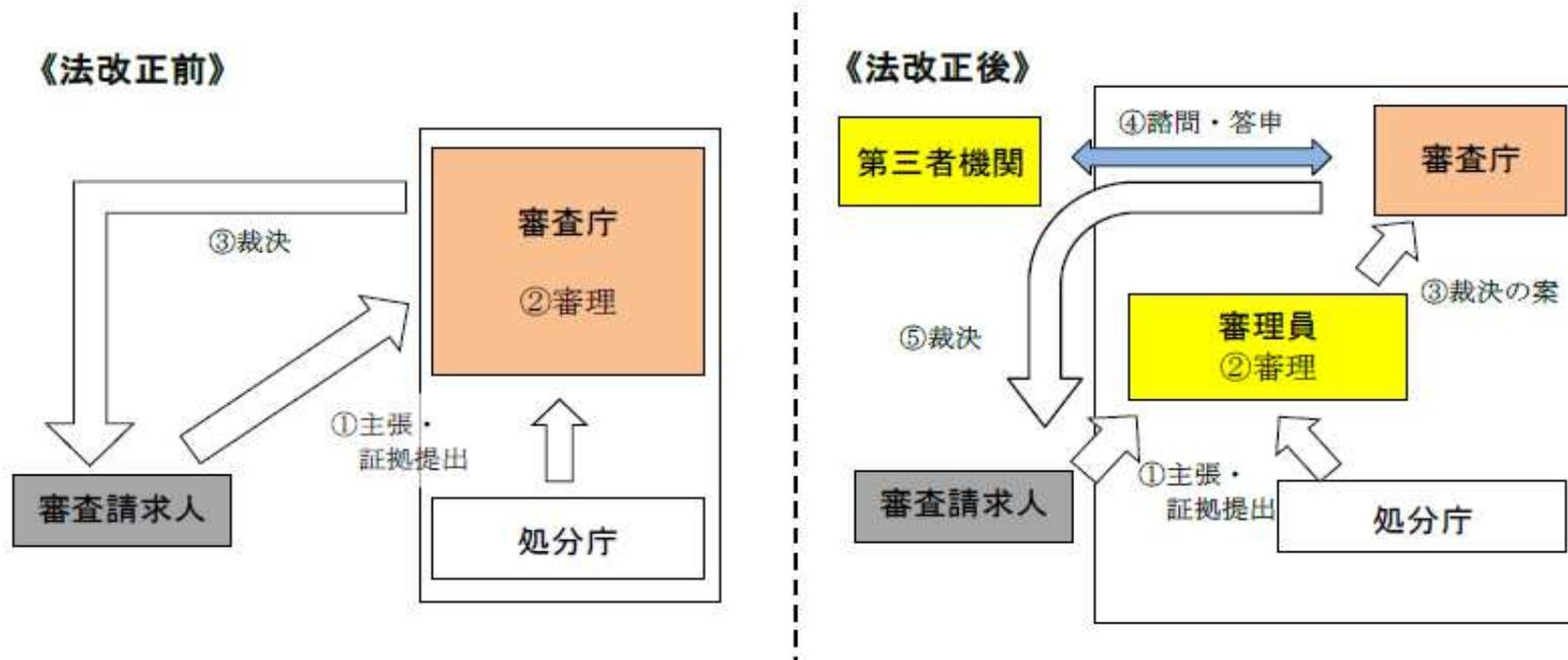
- ・行政手続法及び愛知県行政手続条例に基づく処分、行政指導及び届出に係る手続に関する事務の総括調整

【参照】愛知県の公式ウェブサイト <https://www.pref.aichi.jp/> 「事業者・就業者の方向け」→「全ての方向け」  
→「行政手続案内システム」で、審査基準、標準処理期間などの情報を公開

# 不服申立て①

○制度の抜本的な見直し ⇒行政不服審査法の全部改正（2016年4月施行）

- ア 処分に関与しない職員（審理員）が、両者の主張を公平に審理
- イ 有識者からなる第三者機関が、審査庁の判断をチェック
- ウ 審査請求期間を、3か月に延長（改正前60日） など



## 不服申立て②

- 不服申立て制度の意義
- 簡易・迅速な救済の手段
  - 裁判に至る前の紛争解決の機会
  - 違法性だけでなく、不当性についても審査
- (不当性とは、裁量の範囲の逸脱や濫用までには至らないが、裁量の不合理な行使があること)

### ○愛知県全体の状況（2023年度）

- ・不服申立件数 約2,100件
- ・処理件数 約2,100件（認容7件、棄却1,998件、却下56件）
- ・主な事案 情報公開、個人情報開示、国民健康保険料、生活保護など

### ○愛知県行政不服審査会への諮問 年数十件

(諮問を要しない場合：認容するとき、却下するとき。他の審査会に諮問する場合も)

- ・生活保護、児童手当、県税の賦課、仮換地処分など
- ・審査庁から諮問された案件について、調査・審議し、答申する。
- ・制度改正(2016年度)以降 諮問約250件（うち処分取消しに係る答申10件）

## どのような審査請求があるのでしょうか ① (愛知県行政不服審査会)

### (1) 生活保護関係 (法定受託事務)

**事例1** 生活保護費の額が低く、健康で文化的な生活水準 (生活保護法第3条) を維持できない。

→ 生活保護費の額は、どのように定められているのでしょうか。

生活保護法第8条第1項 保護は、厚生労働大臣の定める基準 (※) により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。  
第2項 前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。

厚生労働大臣の定める基準 = 「生活保護法による保護の基準」 昭和38年厚生省告示第158号

※この告示は、法律の委任を受けて定められた「法規たる性質を有する告示」

2013~2015年の改定について、各地の裁判所で争われています。

**事例2** 年金を受給することになり、生活保護費の額が減額された。

→ 保護の補足性 生活保護法第4条第1項 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

「生活保護法による保護の実施要領について」 (昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知)

・ 恩給、年金、失業保険金その他の公の給付による収入については、その実際の受給額を (収入として) 認定すること。

※この通知は、地方自治法第245条の9の規定による処理基準 (よるべき基準)

地方公共団体は、この基準に基づいて事務を処理することが、法律上予定されている。

処理基準と異なる事務処理が行われた場合に、法的な義務を果たしていないという評価を受ければ、違法とされることがあり得る。

(松本英昭「新版逐条地方自治法第9次改訂版」学陽書房)

## どのような審査請求があるのでしょうか ② (愛知県行政不服審査会)

### (2) 身体障害者手帳関係 (自治事務)

#### 事例3 身体障害者手帳の等級が低い。

→ 等級は、どのように定められているのでしょうか。(肢体不自由の場合の一例)

身体障害者福祉法・別表 四 次に掲げる肢体不自由 1 一上肢、一下肢又は体幹の機能の著しい障害で、永続するもの

身体障害者福祉法施行規則・別表第5号 肢体不自由(上肢)

1級	両上肢の機能を全廃したもの
2級	両上肢の機能の著しい障害 一上肢の機能を全廃したもの
3級	一上肢の機能の著しい障害
4級	一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの
5級	一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害
6級及び7級	(略)

#### 「身体障害者障害程度等級表の解説(身体障害認定基準)について」

(平成15年1月10日付け障発第0110001号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)

全廃とは、関節可動域が10度以内、筋力では徒手筋力テストで2以下に相当するものをいう(肩及び足の各関節を除く。)

機能の著しい障害とは、以下(略)に示す各々の部位で関節可動域が日常生活に支障をきたすと見なされる値(おおむね90度)のほぼ30%(おおむね30度以下)のものをいい、筋力では徒手筋力テストで3(5点法)に相当するものをいう(肩及び足の各関節を除く。)

※この通知は、地方自治法第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言

技術的助言とは、客観的に妥当性のある行為又は措置を実施するように促したり、又はそれを実施するために必要な事項を示したりすること。

技術的とは、恣意的とも言えるような判断又は意思等を含まない意である。(松本英昭「新版逐条地方自治法第9次改訂版」学陽書房)

## どのような審査請求があるのでしょうか ③（愛知県行政不服審査会）

### （3）県税関係（自治事務）

**事例4** 土地を交換したら、不動産取得税が課税された。

→ 不動産取得税とは

地方税法第73条の2第1項 不動産取得税は、不動産の取得に対し、当該不動産所在の道府県において、当該不動産の取得者に課する。

→ 不動産の「取得」とは

最高裁昭和45年10月23日判決 地方税法第73条の2第1項にいう「不動産の取得」とは、他に特段の規定がない以上、不動産所有権の取得を意味するものと解するのが相当であり、その取得が認められる以上、取得原因のいかんを問わないものと解すべきである。不動産取得税は、右の意味における「不動産の取得」という事実を捉えて課税されるもので、地方税法の関係規定によつても、所論のように、取得の結果不動産（資産）の増加をきたす場合のみが同項にいう「不動産の取得」にあたるものと解すべき理由は見出だせない。また、交換の場合には、交換当事者の双方が不動産を取得するのであるから、両当事者がともに課税されるのは当然であり、また、その取得につきすでに課税を受けた甲不動産を他人所有の乙不動産と等価で交換した場合に、乙不動産の取得につき再度課税されるのは、右の甲不動産を時価で売却した代金によつて乙不動産を購入した場合に、その取得につき再度課税を受けるのと同様、当然であつて、なんら租税賦課の公平に反するところはない。

## ○処分取消しの答申事例（愛知県行政不服審査会）

番号	法令	取消しの理由
1	生活保護法	・考慮すべき事情を考慮していない。 ・理由の提示が適切になされていない。
2	//	・考慮すべき事情を考慮していない。
3	//	・国の通知では、事前の申請が必要な費用とされており、その旨を処分庁が周知することになっていたが、周知に不足があり、事前に申請できなかったと認められる。
4	//	・適用すべき法令の条文に誤りがある。
5	//	・保護の廃止に当たり、どの程度の期間にわたって保護を要しない状態が継続すると見込まれるかについて検討を行う必要があったが、その検討が行われていない。
6	//	・保護変更申請に対する処分を行うに当たり、改めて審査請求人の状況等について必要な調査を行って、検討を尽くしたとは認め難い。
7	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	・理由の提示が適切になされていない。
8・9	児童扶養手当法	・理由の提示が適切になされていない。
10	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	・申請受付時に処分庁が説明することとしていた事項が、本件申請時に説明されていたとは認められない。

(注) ・ 1～9は、法定受託事務。地方自治法第255条の2により、法定受託事務に係る処分についての審査請求は、市町村長の処分の場合は知事に、知事の処分の場合は各大臣に対して行う。市町村長の処分については、個別の法律の規定によって、知事に対する審査請求の後で、各大臣に対する再審査請求をすることができる場合がある。

・ 答申は、行政不服審査裁決・答申検索データベース（総務省所管）<https://fufukudb.search.soumu.go.jp/>で公開

# 地方公共団体の訴訟の種類

## 民事訴訟

- ・ **通常の民事訴訟**・・・契約の債務不履行、土地や建物の明渡し
- ・ 国家補償請求訴訟
  - ・ **国家賠償請求訴訟**・・・公権力の行使、営造物の設置・管理（国家賠償法）
  - ・ 損失補償請求訴訟（憲法第29条第3項）

## 行政訴訟

- ・ **抗告訴訟**・・・処分の取消訴訟など
- ・ 当事者訴訟
- ・ 民衆訴訟・・・**住民訴訟**など
- ・ 機関訴訟

### ※住民訴訟

住民からの請求に基づいて、地方公共団体の執行機関若しくは職員が行う違法な行為等の発生を防止し、又はこれらによって生じる損害の賠償等を求めることを通じて、地方公共団体の財務の適正を確保し、住民全体の利益を保護することを目的とする。

監査委員に対する住民監査請求を経る。

# 訴 訟

## ○新規の訴訟等 年100件程度

- ・法務文書課が関与しないもの 県営住宅の管理、教育委員会、県警本部、地方公営企業など
- ・法務文書課が関与するもの 年20～40件
  - 2023年度（提訴）民事事件 損害賠償請求訴訟20件
  - 行政事件 行政処分取消訴訟10件、住民訴訟7件

## ○適切な財産管理・債権管理

県営住宅の家賃の滞納・明渡し 貸付金の返還 など

## ○組織として対応

## ○真の紛争解決とは

## ○県の制度や事務の見直し

## ○地道な対応 法令の根拠・解釈 事実関係の存否・立証

# 事例紹介 その1

## 動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正

～多頭飼養届出制度の創設について 2023年10月20日公布・2024年4月1日施行～

### ○目的

多頭飼養崩壊に陥るリスクが高い者を把握して、適正な飼養を周知徹底したい。

### ○立法事実

- 1 多頭飼養に関する苦情が寄せられている。
- 2 多頭飼養届出制度の創設を希望する声がある。
- 3 環境省の地方自治体へのアンケート調査
  - ・2018年度の多頭飼養に関する苦情件数は、全国で2,149件。
  - ・多頭飼養されている動物は、犬と猫が多い。
  - ・多頭飼養されている動物の中には、衛生的に問題のある環境に置かれているものが多く、ネグレクトや虐待につながるおそれがある。
- 4 環境省「人、動物、地域に向き合う多頭飼育対策ガイドライン」（2021年3月）
  - ・様々な関係者が連携して対応することが重要
  - ・人や動物の命や健康に関わることから、早期探知及び予防に努めることが重要

## 条例の一部改正の内容 (2024年4月1日施行)

同一敷地内の住居、飼養施設などで  
生後91日以上 の 犬及び猫を 10頭以上 飼養・保管する場合  
飼い主は 30日以内に 届け出なければならない こととする。

(2024年4月1日時点で10頭以上飼養・保管している場合は、同月末までに)

- ※1 ただし、次の方を除きます。  
第1種動物取扱業者（ペットショップ、ブリーダーなど）、第2種動物取扱業者（動物愛護団体など）  
獣医師、国・地方公共団体、学校教育法第1条の学校など
- ※2 名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市及び豊田市の区域を除きます。  
名古屋市には、市条例による届出制度があります。（詳しくは、名古屋市にお尋ねください。）

## ～飼い主の方へ～ 守ってほしい5か条

- 1 動物の習性等を正しく理解し、最後まで責任をもって飼いましょう
- 2 人に危害を加えたり、近隣に迷惑をかけることのないようにしましょう
- 3 むやみに繁殖させないようにしましょう
- 4 動物による感染症の知識を持ちましょう
- 5 盗難や迷子を防ぐため、所有者を明らかにしましょう

(参考) 環境省ウェブサイト



## 法規審査の視点（主なもの）

### 1 法令との関係は？

（動物の愛護及び管理に関する法律第9条）

「地方公共団体は、動物の健康及び安全を保持するとともに、動物が人に迷惑を及ぼすことのないようにするため、 で定めるところにより・・・多数の動物の飼養及び保管に係る をさせることその他の必要な措置を講ずることができる。」

### 2 届出をしないと、どうなる？

多頭飼養自体は、 されている行為ではない。

多頭飼養崩壊のリスクの高い方を早期に把握し、支援を行い、問題を未然に防止することが目的。

は設けない。

### 3 どんな者も届け出る必要がある？

法令の制度で把握できる者や、届け出る必要がないと考えられる者は、対象外。（前ページの※1）

### 4 条例が適用される区域は？

との調整の結果、名古屋市・豊橋市・岡崎市・一宮市・豊田市の区域を除外。

（これらの市は、動物愛護管理センターの業務を独自に実施できる。）

（なお、名古屋市には類似の届出制度がある。）

## 事例紹介 その2

### 〈目的〉

相手方が暴力団員であることを知りながら、愛知県暴力団排除条例に違反して、暴力団排除特別区域（※）において、「用心棒代」や「みかじめ料」を払ってしまった事業者が、したときは、ができるようにしたい。

捜査機関に発覚した後でも、それが可能になれば、との関係を見直そうと思う人が増えるのでは？

※ 名古屋市中村区椿町  
名古屋市中区錦3丁目、栄3丁目1番から15番まで、栄4丁目  
豊橋市松葉町1丁目及び2丁目、広小路1丁目

改正前は・・・ 愛知県暴力団排除条例には、刑の減軽・免除の規定がなかった。（刑法は適用されていた。）

（刑法第42条第1項 罪を犯した者が捜査機関に発覚する前に自首したときは、その刑を減軽することができる。）



条例第29条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。  
(2) 相手方が暴力団員であることの情を知って、第22条第1項又は第2項の規定に違反した者  
2 前項第2号の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減軽し、又は免除することができる。



## その他の問題

○新しい規定は誰に適用されるのか（適用関係＝附則の問題）

方針：条例施行前<sup>前</sup>に用心棒代やみかじめ料を支払ったが、  
条例施行後<sup>後</sup>に自首した者にも、適用したい。



改正附則第2項

2 改正後の条例第29条第2項の規定は、

にした行為について

に自首した者についても、適用する。

※2022年3月25日施行

〔（参考）刑法第6条 犯罪後の法律によって刑の変更があったときは、その軽いものによる。〕



# 事例紹介 その3

～愛知県青少年保護育成条例の改正を目指して～

## ○目的

被害(※)を防ぐため、自画撮りを求める行為を禁止したい。  
そのうち、脅したり欺いたりして求めた場合には、罰則を科したい。

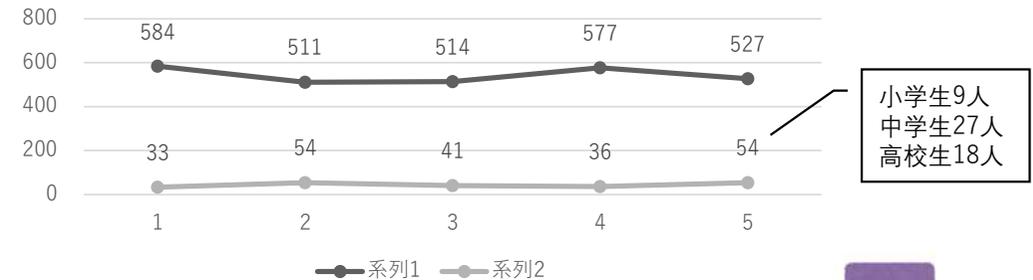
※だまされたり、脅されたりして、青少年(18歳未満)が、自分の裸体などをスマートフォン等で撮影させられた上、SNS等で送られる被害

## ○立法事実

(1) SNSに起因する性被害(18歳未満)



(2) 自画撮り被害(18歳未満)



(3) 全国の状況 38都道府県の条例で、18歳未満の者に対する要求行為を禁止する規定が設けられている。

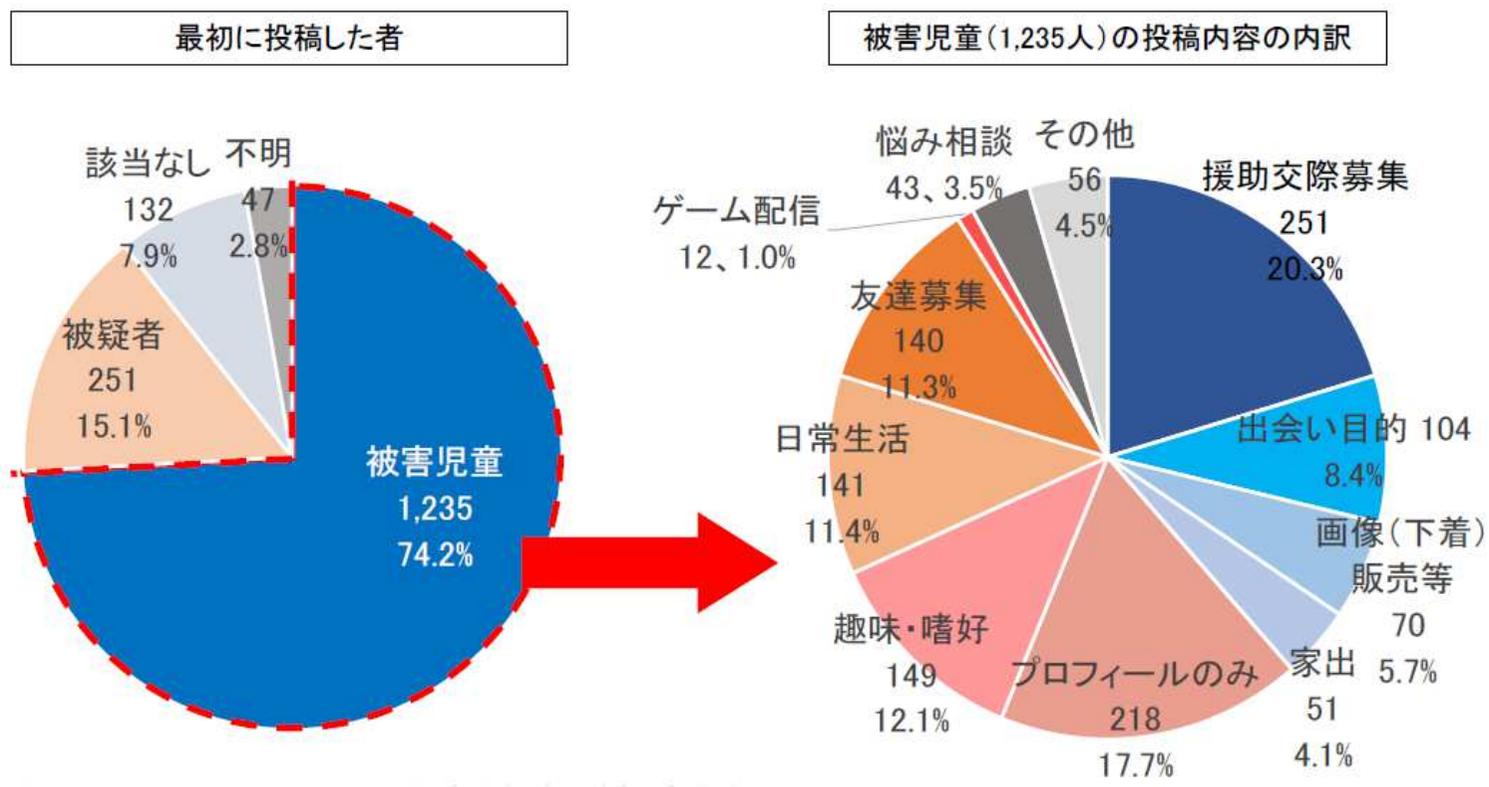
## ○法律との関係

刑法第182条第3項 16歳未満の者に対する自画撮りの要求行為を禁止



## 【SNSに起因する事犯】最初に投稿した者と投稿内容の内訳（2023年、全国）

「インターネット利用における子供の性被害等の防止について」警察庁生活安全局人身安全・少年課



2023年におけるSNSに起因する事犯の被害児童と被疑者が知り合うきっかけとなった最初の投稿者の割合は、被害児童からの投稿が約4分の3を占める。被害児童の投稿内容の内訳は、「プロフィールのみ」、「趣味・嗜好」、「日常生活」、「友達募集」、「ゲーム配信」で半数以上を占めた。

## 【SNSに起因する事犯の手口】

「ネットには危険がいっぱい！」 警察庁・文部科学省

「インターネット利用における子供の性被害等の防止について」 警察庁生活安全局人身安全・少年課

**CASE 1** オンラインゲームで仲良くなった人がまさか……

オンラインゲームで友達ができた!

メッセージ  
助っ人  
ありがとうー  
友達に  
なるーよ!  
おっけー  
アカウント  
教えるね

下着姿の写真の交換に  
つい応じてしまった

女同士だから  
大丈夫だよな

今日のブラ  
そっちも  
送って★  
え、うん

相手は実は男性で、  
さらに脅迫をしてきた…!

クウクウ…

では今度はハダカの写真を  
撮って送れ!  
断ればお前の下着姿の  
写真を全世界にバラまく!

○インターネットで知り合った相手に性的な画像を送らせ、「拡散する」と脅して金品や性的行為を要求される被害が多数発生している。

○オンラインゲームで知り合って被害にあう事例も多く、特に小学生の被害は、他の学職と比べオンラインゲームで知り合う割合が大きい。

ゲーム上のポイントやアイテム等を供与する約束をして子供に言い寄る事例もある。

**CASE 2** 男子→女子へ、軽い気持ちで送ったら……

SNSで女友達ができた!

仲良くして  
ねー♡  
よろしく!  
かわい…

裸の写真を交換しようと言われ  
つい送ってしまった

ハダカの写真  
交換しよう  
マジ?  
私だけ見せる  
のズルいよw

相手は実は男性で、お金を  
要求してきた…!

クウクウ…

ハダカの写真をバラまかれ  
たくなければ電子マネーを  
購入してカード番号を教え  
ろ!! 1時間以内だ!

○年齢や性別を偽った相手に言われるがまま、写真や個人情報を送ってしまい、最後まで相手を同世代の異性だと思い込んだまま、誰にも相談できず被害にあう事例も多い。

○子供（特に男性）が、自分の裸の画像と引き換えに知り合った異性の画像を要求するなど、子供自身が加害者となる事例もある。

**1人で悩まないで！ まず相談！**

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/sports/ikusei/1396309.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/ikusei/1396309.htm)

## その他の愛知県の動き

### ○カスタマーハラスメント防止対策に関する検討

顧客や取引先からの暴言や悪質なクレーム等の著しい迷惑行為、いわゆる**カスタマーハラスメント**は、労働者のやりがいを喪失させ、労働生産性に大きなダメージを与えるものであり、社会的課題となっている。

こうした課題に対応するため、経済団体、労働者団体、有識者及び行政機関を構成員とする「カスタマーハラスメント防止対策に関する協議会」を設置。カスタマーハラスメントの現状を把握するとともに、防止に向けた対策について協議を行っている。

【知事】協議会を開催していく中で、条例制定も含めて、施策の方向性を検討していきたい。条例制定までいくかどうかは、いろんな皆さんの御意見を聞きながら、考えていきたい。

### ○フレックスタイム制の導入に向けた検討

職員一人ひとりの能力発揮、希望に応じた多様で柔軟な働き方を一層推進するため、いわゆる「**選択的週休3日**」を可能とする**フレックスタイム制**の導入について検討する。合わせて、職員の健康を確保し、組織パフォーマンスを向上させるため、勤務間インターバル制度の導入について検討する。

【知事】職員にアンケートし、無理がないのであれば、新年度から順次導入したい。



